

令和7年3月5日
道路局管理課

「道路占用許可基準の一部改正について」に対して寄せられた御意見
について

道路占用許可基準の一部改正について、令和6年12月6日から令和7年1月6日まで意見公募したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

別 紙

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>「1 電柱、電線等の占用」について</p> <p>(2)「電柱、電話柱については原則として次の号に掲げる道路に設けることはできない。」とあるが、新設または改築された道路で、止むを得えず必要となる新設の電柱を幹線道路に建柱しなければならない場合は、「原則」のため協議のうえ、電柱を立てることが出来るのでしょうか。</p>	<p>当該道路の構造その他の事情に照らし、電柱を設置することがやむを得ないと認められる場合もあることから、「原則」としています。</p> <p>個別具体的な案件については、道路管理者に相談してください。</p>
<p>「1 電柱、電線等の占用」について</p> <p>(1)「イ. 別表1に定める路線の同表に定める区間」で別表1の記載が削除となり、新規・改築による主要幹線道路の情報は、どのように明確に周知されるのでしょうか。</p>	<p>基本的には、無電柱化の推進に関する法律第12条に規定された事業により新設又は改築された道路が対象となり、供用開始は横浜市報で告示しています。</p> <p>また、横浜市道路局のウェブページに最近開通した都市計画道路や事業中路線の掲載がありますので参考にしてください。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kensetsu/douro/kaitsu/</p> <p>なお、現在の別表1は、主に景観の観点から優先的に無電柱化を進める路線として占用制限を行っていたもので、現在は大半の路線で無電柱化が完了しています。</p>

いただいた御意見は、運用についての御質問であり、原案の修正を要する内容ではないため、原案のとおり改正いたします。